

「普天間飛行場跡地利用計画策定調査」プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「普天間飛行場跡地利用計画策定調査」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。

(3) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対する大規模土地利用計画又は駐留軍用地跡地利用に関する調査研究実績を有する者。

(4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者。

※管理技術者及び照査技術者は、都市計画に関して実務経験13年以上で、技術士(建設部門:都市及び地方計画)若しくは、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有するものでなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

(5) 沖縄県内に本店、又は、支店を有する法人であること。県内に本店、又は、支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)の要件を満たすものであること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者であること。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名

普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託(沖縄県・宜野湾市の共同調査)

(2) 業務の概要

特記仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約の翌日から平成26年3月10日まで

(4) 成果品の体裁

A4版報告書(150部)

A4版概要版(250部)

県民向けレポート(5,000部、A3:2枚:A4折)

コマーシャルフィルム(DVD等)(10枚、仕様について甲と相談の上決定すること)
プレゼンテーション版(概要版をベースにパワーポイント仕様とする)
成果のデジタル版(5部)(上記、データをCD等に収める)

4 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア. 応募申請書(様式1)
応募申請書は1部提出する
- イ. 参加資格誓約書(様式2)
- ウ. 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合
- エ. 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
- オ. 企画提案書(送付書(様式5)も含む)
企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。
企画提案書は全体で20頁以内とし、9部提出する。

①様式

A4判、縦書きを基本とし必要に応じてA4横書きを可とする。

②記載事項

「基本方針」及び「行動計画」、「全体計画の中間取りまとめ」を踏まえて、以下の事項の自由で独創性のある提案を求める。

- ・ 調査の視点
- ・ 今年度業務のフロー
- ・ 「全体計画の中間取りまとめ」をもとに、計画フレームや事業スキームの作成や実現見通しの検証し、各分野の取組内容の具体化を踏まえた返還までの行程計画の作成
- ・ 調査検討内容の概要と検討手法の概要
- ・ 委託業務の執行体制
- ・ 業務行程表
- ・ その他

カ. 応募説明書

応募説明書は企画提案書とは別綴りとし、9部提出する。

なお、記載事項は以下のとおり。

- ・ 会社概要(設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図)
- ・ 職員の状況(研究員の人数・資格等)
- ・ 過去5年間の類似調査の実績と内容
- ・ 今回業務の執行体制(役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格)
- ・ 費用内訳書(各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記し提出する。ただし平成25年度契約上限額は消費税込みで33,645,150円とする。)
- ・ 送付書には押印をすること(共同企業体の場合、構成員全て押印をすること)

注：費用については、有識者検討委員会や意見交換、審議委員会の開催、県民フォーラムにかかる経費等(委員謝金、旅費、会場使用料等)、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 提出期限

ア. 応募申請書(様式1)及び参加資格誓約書(様式2)

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書(様式3)、共同企業体協定書
平成25年7月31日(水)17:00(郵送又はFAX)

イ. 送付書(様式4)、企画提案書及び応募説明書

平成25年8月7日(水)17:00(持参するか郵送で9部提出)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部企画調整課跡地利用対策班 担当:高嶺、内間

電話098-866-2108 FAX098-866-2351

E-mail: uchimaho@pref.okinawa.lg.jp

(問い合わせ等については、FAXかE-mailとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。)

5 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、普天間飛行場跡地利用計画策定調査企画提案書選定委員会を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

- ・問題把握の的確性
- ・提案内容(提案の的確性、独創性等)
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

なお、審査項目及び点数配分については、後日、応募者に対し通知する。

(2) 企画提案書の審査方法について

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

(3) 結果の通知

審査結果については、企画調整課から応募者に対して通知する。

6 委託契約

(1) 最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県及び宜野湾市は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、それぞれ委託契約を行う。

ただし、沖縄県及び宜野湾市と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合

意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

(2) 調査に要する経費は、宜野湾市と折半する。

7 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。

(3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

(5) 審査内容及び審査経過については公表しない。

(6) 沖縄県企画部企画調整課(駐留軍用地跡地利用)ホームページより

「基本方針」・「行動計画」については

(<http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/index.htm>)

「全体計画の中間取りまとめ」については

(<http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/view/contview.jsp?cateid=28&id=21709&page=1>)

「コンペ作品」応募79作品のうち、入選15作品、第2次提案5作品については

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/atochi/compe/competop.html>)

からダウンロード可能です。